



制度の活用状況

財政・税制・金融支援の活用実績

○金融支援(利子補給金):活用済み1件、申請中1件

小国地域の生活交通事業で、NPO法人がマイクロバスを購入する際に、総合特区支援利子補給金制度を活用し、NPO法人の金利負担が軽減され、事業が円滑に開始された。さらに、同事業の効率化・安定化のための増車を検討中であり、総合特区支援利子補給金制度を現在申請中である。

新たな規制の特例措置等の提案

○自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和 **実現!**

【内容】自家用マイクロバスの貸渡し許可にあたり、必要となる乗用車等での2年以上のレンタカー事業経営実績を不要とするよう緩和すること

現状

- 平成25年3月29日総合特別区域計画変更が認定され、特例が活用可能に。
- 今後、白バス行為防止措置の具体的な内容(パンフレット作成等)について国交省の了承を得るとともに、運営協議会における合意形成(過疎地有償運送車両を貸渡車両として兼用することについて)を経て、NPO法人が許可申請を行う。

○過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和 **協議中**

【内容】過疎地有償運送の旅客の範囲について「地域内の住民及びその親族等であって、旅客名簿に記載されている者及びその同伴者」に限定する現行の基準を緩和すること

現状

- 住民生活に必要不可欠である雪下ろし、除雪等の生活支援型ボランティアを対象旅客とすることについて、引き続き国と協議中。早期実現を図るため、平成25年秋「国と地方の協議」へ再度提案した。